

首都圏メディアプロモーション業務委託要求水準書

第1章 総則

1 目的

令和6年度に姫路市（以下「本市」という。）で開催される姫路城特別公開やライトアップイベントなどの誘客に資するイベントが、在京キー局、全国紙、雑誌、WEB等（以下、「メディア」という。）に取り上げられるよう、パブリシティ活動やメディア発信活動等を行うことで、本市への観光の動機付けを高めるとともに、首都圏（東京都およびその周辺地域である茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県の1都7県をいう。）からの誘客促進を図ることを目的とする。

2 業務名称

首都圏メディアプロモーション業務（以下、「本業務」という。）

3 本業務の委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

4 業務委託者

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）

5 業務内容

(1) メディアへの露出獲得に向けた企画・提案

観光客及びメディアのニーズを把握した上で、ビューローが指定する「誘客に資する主なイベント」（別紙1）の魅力をそれぞれ発信し、姫路への誘客に繋がるなど、効果的なプロモーション活動を企画・提案すること。なお、別紙1のNo4～6については、個々のイベントではなく、一体的なプロモーションを企画・提案すること。

また、別紙1のイベントのプロモーションに併せ、本市の他のイベント等の魅力についてのプロモーションをビューローと協議の上、検討すること。

(2) メディアに対するリリース資料の作成・配信

ア 別紙1に関するリリース資料を作成の上、プロモーション活動を通じて効果的にメディアに配信し、露出獲得につなげること。なお、リリース内容や配信先、月間の配信計画については、予めビューローと協議すること。

イ リリース内容及び配信先については、プロモーション活動を通じて把握したメディアのニーズを踏まえ、適宜見直しを行うこと。

(3) 首都圏メディアとの関係構築

本業務実施以降も首都圏メディアとの情報のやり取りを円滑に行うことができるようにビューローとメディアとの関係構築に尽力すること。

(4) 独自提案

本要求水準書の記載事項以外で、本業務に効果的であると考えられる事項があれば提案すること。ただし、実施要領記載の提案上限額内で実施できることを条件とする。

6 本業務の実施効果

(1) 目標設定

本市で開催されるイベントにおいては、別紙1のとおり、イベント毎の「目標入込客数」を設定している。ビューローは受託者と協力し、目標入込客数を超えることを目指す。

受託者は、本業務におけるメインターゲットやメディア露出件数などの目標をビューローと協議の上、検討すること。

(2) 効果測定

本業務の目的である「首都圏からの誘客促進」の効果を測定するための提案を行うこと。

7 実施状況の報告等

(1) 定期報告

毎月、次のアからウに関する実施状況を報告すること。

ア メディアとのコンタクト状況及び内容

イ 露出記事等のクリッピング

ウ リリース内容や配信時期、配信先及び配信結果

エ その他活動内容がわかる資料

(2) ミーティング

別紙1のイベントプロモーションの確実な履行及び情報共有を図るため、必要に応じてミーティングを行うこと。開催場所は協議の上、決定する。

8 成果物の提出

業務完了後、プロモーションの実績やプロモーションの効果等を取りまとめたデータを作成し、委託業務完了届とともに電子媒体で1部提出すること。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、「首都圏メディアプロモーション業務委託」に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めのない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要なものについては、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）へ提案し、ビューローと受託者が協議の上、決定するものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及び契約約款によるものとする。

3 業務管理

(1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。

- (2) 受託者は、契約期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、それを工程表として、前号の委託業務着手届と併せてビューローに提出し、ビューローの承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、前号の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
- (5) 受託者は、少なくとも月2回、ビューロー事務所若しくはオンラインにおいて進捗状況を報告し、打合せを行うものとする。

4 資料の貸与

本業務に必要な資料で、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出すること。業務完了後、貸与された資料は原則ビューローへ返還するものとする。

5 著作権

- (1) 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権を当該著作物の引渡し時にビューローに無償で譲渡するものとする。また、ビューローは成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができるものとする。なお、成果物が著作物に該当する場合において、ビューローが当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行うことができるものとする。
- (2) 本業務に当たり、第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは、あらかじめビューローと協議の上、著作権法上に定められた手続を行うこと。

6 損害のために生じた経費の負担

- (1) 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
- (2) 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報、秘密は他人に漏らしてはならない。また、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物及び委託業務完了届の提出後に支払うものとする。
- (3) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)29条の規定を準用する。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、各種法令や各種ガイドラインを遵守すること。

(5) 要求水準書にない疑義が生じた場合は、その都度協議する。

(別紙 1)

【誘客に資する主なイベント】

- 1 姫路城特別公開（夏・冬）
- 2 おいしい姫路の旅
- 3 隈研吾流オノマトペで見る建築 姫路編
The Collection Meets KUMA Kengo 過去から未来へ生き残るデザイン
- 4 紅葉会
- 5 姫路城ライトアップイベント（仮名）
- 6 Himeji 大手前通りイルミネーション

【目標入込客数】

No	イベント名	実施期間	実施場所	R6 年度 目標入込客数
1	・姫路城特別公開(夏・冬)	R6.9.1～R6.9.30 R7.2.15～R7.3.2	姫路城	70,000 人
2	・おいしい姫路の旅	R6.11.22～R7.2.28	市内店舗	受託事業者決定後調整
3	・隈研吾流オノマトペで見る建築 姫路編 ・The Collection Meets KUMA Kengo 過去から未来へ生き残るデザイン	R6.9.21～R6.11.17 R6.12.7～R7.2.2	美術館	26,000 人
4	・紅葉会	R6.11.15～R6.12.1	好古園	80,000 人
5	・姫路城ライトアップイベント	R6.11.22～R6.12.11（予定）	姫路城	30,000 人
6	・Himeji 大手前通りイルミネーション	R6.11.22～R7.2.23（予定）	大手前通り	800,000 人

(参考：令和 5 年度)

No	イベント名	実施期間	実施場所	R5 年度 入込客数
1	姫路城特別公開(夏・冬)	R5.8.11～R5.9.24 R6.2.1～R6.2.29	姫路城	84,000 人
2	紅葉会	R5.11.17～R5.12.3	好古園	77,000 人
3	姫路城 Castle History 30 th 鏡花水月	R5.11.22～R5.12.11	姫路城	42,000 人
4	Himeji 大手前通りイルミネーション	R5.11.22～R6.2.29	大手前通り	770,000 人